

警察本部長

〔沿革〕 平成28年5月例規（監）第22号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので誤りのないようにされたい。

別添

オウム真理教犯罪被害者等給付金に関する事務処理要領

## 第1 趣旨

この要領は、オウム真理教犯罪被害者等給付金について、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号。以下「法」という。）及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 広報活動

法第2条第1項に規定するオウム真理教犯罪被害者等及び法第3条第2項に規定する遺族（以下「被害者等」という。）の自主的な裁定の申請（以下「申請」という。）を促進するため、警察施設を始め広範囲に制度に関するポスターを掲示するとともに、各種広報媒体の活用等により、効果的な広報を行うものとする。

## 第3 事実認定の基準

裁定又は申請の却下に際し、その理由となる事実の認定は、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき公安委員会が定める審査基準によらなければならない。

## 第4 申請の受付に関する事務

### 1 申請の受付

申請の受付に関する事務は、警務部警務課（以下「警務課」という。）又は署において、申請者と面接した上で行うものとする。

### 2 署において申請の受付をした場合の措置

署において申請の受付をした場合は、警務課に速報した上、速やかに申請者から提出を受けたオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を送付するものとする。

### 3 申請の受付に関する留意事項

- (1) 申請の受付をする際は、申請者に対し、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等写真付身分証明書の提示を求めるなどし、本人確認の徹底を図ること。
- (2) 申請書に、必要事項の記載漏れ、誤記等の不備がある場合は、その場で補正させること。
- (3) 代理人による申請の場合は、委任状の提出を受け、申請書の申請者欄の下部に代理人の住所、氏名及び申請者との関係を記入、押印させること。その際、代理人の本人確認を徹底するとともに、真正な委任状であるか否かの確認を行うこと。
- (4) 法定代理人による申請の場合は、申請者との関係を証明する戸籍謄本等の資料の提出を受けること。その際、法定代理人の本人確認を徹底すること。

## 第5 裁定のための調査等

### 1 調査等の方法

法第8条第1項及び第2項の規定による裁定のための調査等は、警務課において、文書による照会、関係者に対する事情聴取等の方法により行い、その結果を報告書等で明らかにしておくものとする。ただし、調査に対して文書による回答を得るなど報告書を作成する必要がないときは、これを省略することができる。

### 2 文書による照会

文書による照会は、オウム真理教犯罪被害者等給付金関係事項照会書（別記第1号様式）により行うものとする。

### 3 申請者等に対する命令

申請者その他の関係者に対して、出頭、医師の診断を受けさせること等を命令する場合は、文書により行うものとする。

## 第6 裁定等

### 1 裁定等のための審査

裁定又は申請の却下のための審査は、警務課において、申請者から提出された申請書、その添付書類、法第9条の資料及び調査等によって収集した資料を基に行うものとし、審査に際しては、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給検討票（別記第2号様式。以下「検討票」という。）を作成しなければならない。

### 2 裁定等

#### (1) 裁定等の案の作成

前1の審査結果を踏まえ、警務課において、裁定の案（以下「裁定案」という。）又は申請の却下の案（以下「却下案」という。）を作成するものとする。

#### (2) 裁定

裁定案は、支給、不支給の別、被害類型（金額）、裁定の理由その他必要事項を示すものとし、警務課から公安委員会に提出し、裁定を受けるものとする。

#### (3) 申請の却下

申請を却下することが適当と認められるときは、次の事項を明らかにした上、警務課から公安委員会に却下案を提出し、承認を受けるものとする。

ア 申請者に対して行った調査等の内容及び方法並びにその必要性及び妥当性

イ 調査等に協力しなかったことについて申請者に正当な理由がないこと。

#### (4) 申請の却下に関する留意事項

ア 申請者が調査等に協力しない場合は、まず協力するように説得に努めること。

イ 申請の却下は、その処分を行うまでに相当な期間を設け、その間に予告をすること。

## 第7 裁定又は申請の却下があった場合の措置

### 1 申請者への通知

規則に規定するオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（規則様式第2号）又はオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（規則様式第3号）の交付は、原則として、警務課の職員がこれを直接申請者に手渡し、その内容について十分な説明を行うものとする。

### 2 裁定又は申請の却下があったときは、速やかにその旨を警察庁に報告するものとする。

## 第8 関係書類等の保存

申請書、添付書類、検討票等の関係書類及び関係資料は、裁定又は申請の取下げがあった後、5年間、警務課において保存しなければならない。ただし、必要がある場合は、5年を超えて保存するものとする。

## 第9 審査請求等に関する処理

### 1 裁定に関する審査請求について

裁定に関する審査請求書が公安委員会に提出された場合は、直ちに当該審査請求書を国家公安委員会に送付しなければならない。

### 2 不作為に関する審査請求について

公安委員会の不作為に関する審査請求は、次のとおり処理するものとする。

(1) 国家公安委員会に対する審査請求書が公安委員会に提出された場合は、直ちに当該審査請求書を国家公安委員会に送付する。

(2) 公安委員会に対する審査請求は、行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）及び行政不服審査手続に関する訓令（平成28年本部訓令第19号）の規定に従い手続を行う。

(3) 公安委員会に対し、審査請求があったとき又はその処理を終結したときは、審査請求事案発生（終結）報告書（別記第3号様式）により、速やかに国家公安委員会に報告をする。

### 3 行政事件訴訟について

公安委員会の行った裁定の取消しを求める訴訟が提起された場合は、直ちに警察庁に報告しなければならない。

## 第10 事務取扱上の留意事項

- 1 被害者等に接する職員は、被害者等の心情に十分配慮し誠意ある対応をすること。また、オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給等に関しあいまいな言辞を慎むこと。
- 2 オウム真理教犯罪被害者等給付金に関する事務処理を行う職員は、その事務を適正かつ迅速に行うこと。

以下別記様式省略